

ID: 323

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 地域経済振興課

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定
法令名称 根拠条文	農業経営基盤強化促進法 第24条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【根拠条文】 (農用地利用規程の変更等) 第24条 認定団体は、前条第1項の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、農林水産省令で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となつた場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。 2 認定団体は、前項ただし書の場合(同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を同意市町村に届け出なければならない。 3 同意市町村は、認定団体が前条第1項の認定に係る農用地利用規程(前2項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。 4 前条第3項及び第6項の規定は第1項の規定による変更の認定について、同条第8項の規定は第1項又は第2項の規定による変更の認定又は届出について準用する。 【基準】 法第23条第1項(農用地利用規程の認定)と同様に根拠条文、法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程) 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 略 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものである	

こと。 (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。			
標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日